

八重教学第 428 号
令和 2 年 5 月 22 日

保護者 各位

八重瀬町教育委員会
教育長 諸見里 勲
〈 公 印 省 略 〉

通園バス使用料(4・5月分)免除について(通知)

平素より、本町教育行政にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

本県での新型コロナウイルス緊急事態宣言の解除をうけ、5月21日より町立幼稚園の午前保育が再開しました。

緊急事態宣言に伴う保護者様の子育てに係る負担増大を受け、本町教育委員会としましては通学バス使用料(4・5月分)について下記のとおり免除といたします。

記

期間：令和 2 年 4 月～令和 2 年 5 月

金額：片道 1,000 円，往復 1,500 円

- ・すでにバス使用料(4・5月分)をお支払い済みの方については返金させていただきます。
- ・返金には、返金先の口座情報が必要となります。
- ・対象者については、本町教育委員会より通知文が届きますので、口座情報をご記入の上、同封されている返信用封筒で返送してください。

以上

八重瀬町教育委員会
学校教育課 学務指導係
担当：津嘉山
TEL：098-998-7571
FAX：098-998-7623